

十勝圏複合事務組合教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則

〔昭和45年10月22日〕
教育委員会規則第2号

改正の沿革 平成元年教育委員会規則第2号、平成7年教育委員会規則第5号、
平成20年教育委員会規則第1号、平成27年教育委員会規則第3号

第1条 十勝圏複合事務組合教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の一般方針に関すること。
- (2) 教育研修計画の一般方針に関すること。
- (3) 教育委員会の規則及び規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の取得及び処分 of 申出に関すること。
- (6) 教職員の任免その他人事に関すること。
- (7) 学院長の任免に関すること。
- (8) 教職員の分限及び懲戒に関すること。
- (9) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要又は異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の会議に付議しなければならない。

附 則（昭和45年10月22日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月24日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月28日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条の規定は適用せず、改正前の同条の規定は、なおその効力を有する。